

◎新潟県告示第786号

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第8条第2項及び第21条第3項の規定により、小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

令和2年7月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業の名称 手繰第1種漁業（機船手繰網漁業）
その他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）
- 2 申請期間 令和2年7月27日から令和2年8月7日まで